



平成29年 9月12日

各 位

会 社 名 ゲンキー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤永 賢一
(コード番号2772 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 上田 匡英
電 話 番 号 0776-67-5240

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成29年9月12日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、「われわれは、熱意を持って日本国の国家と国民に信頼されるチェーンストアを創り、地域の人々の生活向上に貢献します。」という経営理念のもと、日常生活シーンを支える生活必需品総合ストアを目指し、福井県、岐阜県、愛知県及び石川県で、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を中心に販売するディスカウントドラッグ192店舗（平成29年6月20日現在）を運営しております。当社グループは、売場面積600～900坪のメガドラッグストアを核に店舗展開を積極的に行い、300坪タイプの中型店を隙間に出店することにより強固なドミナントエリアを構築してまいりました。

一方で、当社グループを取り巻く環境につきましては、同業他社による積極的な出店やネット販売の拡大に加え、M&A等の業界再編の動きが見られるなど、依然として厳しい状況が続いております。

そのような状況の中で、当社グループは、「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、地域シェアを高めるためドミナントエリア構築に邁進するとともに、多店舗高速出店を見据えた店舗レイアウトや作業が標準化されたNew300坪タイプのディスカウントドラッグをレギュラー店と位置づけ、EDLC（エブリデイローコスト）及びEDLP（エブリデイロープライス）を追求しております。当社は従来、売場面積600～900坪のメガドラッグストアを中心に店舗を出店してまいりましたが、今後につきましては、New300坪タイプの店舗の出店を加速させ、より住宅地へ深く入り込み、また、低価格販売をさらに強化し続けていくことで地域シェアの向上を目指してまいります。

また、当社店舗に来店されるお客様のショートタイム・ショッピングに貢献するため、平成29年6月より一部の既存店舗を改装し、青果や精肉などの生鮮食品の取り扱いを開始いたしました。今後の新規出店については生鮮食品売り場のある店舗を標準レイアウトとする計画であり、また、既存店舗についても順次改装を行い、生鮮食品の売り場を設ける計画です。これにより、他のドラッグストアとの差別化を図り、集客力の向上及び一層の地域シェアの拡大を目指してまいります。

今般の新株式発行により調達する資金は、New300坪タイプ店舗の新規出店資金及び既存店舗の改装資金並びに長期借入金の返済資金に充当する予定であり、これにより収益力の強化及び業績の向上を目指すとともに、資本増強による財務体質の強化及び経営基盤の充実も図ることで、新規出店の余力を確保し、更なる企業価値の向上に繋げてまいります。

さらに、同時に引受人の買取引受けによる株式売出しを実施することにより、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 1,235,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年9月20日（水）から平成29年9月25日（月）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び野村證券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成29年9月27日（水）から平成29年10月2日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤永賢一に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 50,000株
- (2) 売 出 人 藤永 賢一
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤永賢一に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 165,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、165,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤永賢一に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- | | | |
|---|--|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 | 165,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (4) 割当先 | 大和証券株式会社 | |
| (5) 申込期日 | 平成29年10月24日（火） | |
| (6) 払込期日 | 平成29年10月25日（水） | |
| (7) 申込株数単位 | 100株 | |
| (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。 | | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤永賢一に一任する。 | | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として大和証券株式会社（以下、「大和証券株式会社」という。）が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成29年9月12日（火）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成29年10月25日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成29年10月20日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

| | | |
|----------------------|-------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 14,103,200株 | （平成29年9月12日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 1,235,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 15,338,200株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 165,000株 | （注） |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 15,503,200株 | （注） |

（注）上記（4）及び（5）は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限6,429,940,000円について、平成30年6月期中に4,400,000,000円を新規出店及び既存店舗の改装のための設備投資資金の一部に充当し、残額を平成30年6月期中に返済期限を迎える金融機関からの長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、平成29年9月12日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成29年6月20日現在）、以下のとおりとなっております。

| 会社名 | 都道府県 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定 | | 増加予定面積(㎡) |
|-----|---------------|----------------|------------|--------------|------------------------|----------------------|---------------------|-----------|
| | | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手年月 | 完了予定年月 | |
| 当社 | 岐阜県 (10店舗) | 販売設備 (新設店舗) | 1,500,000 | 65,406 | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年2月～ 平成30年1月 | 平成29年7月～ 平成30年6月 | 9,993 |
| | 愛知県 (10店舗) | 販売設備 (新設店舗) | 1,500,000 | 177,207 | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年3月～ 平成29年12月 | 平成29年6月～ 平成30年5月 | 9,993 |
| | 福井県 (8店舗) | 販売設備 (新設店舗) | 1,200,000 | 29,290 | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年4月～ 平成29年11月 | 平成29年8月～ 平成30年4月 | 7,994 |
| | 石川県 (2店舗) | 販売設備 (新設店舗) | 300,000 | 35,800 | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年3月 | 平成29年9月 | 1,998 |
| | 岐阜県 (72店舗) | 販売設備 (店舗改装) | 1,029,600 | — | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年8月～ 平成30年6月 | 平成29年8月～ 平成30年6月 | — |
| | 愛知県 (8店舗) | 販売設備 (店舗改装) | 104,200 | — | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成30年5月～ 平成30年6月 | 平成30年5月～ 平成30年6月 | — |
| | 福井県 (44店舗) | 販売設備 (店舗改装) | 659,800 | — | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年6月～ 平成30年4月 | 平成29年6月～ 平成30年4月 | — |
| | 石川県 (15店舗) | 販売設備 (店舗改装) | 206,000 | — | 自己資金、 借入金及び 増資資金 | 平成29年8月～ 平成30年3月 | 平成29年8月～ 平成30年3月 | — |
| 合計 | — | — | 6,499,600 | 307,704 | — | — | — | 29,979 |

(注) 1 投資予定金額には、差入保証金を含んでおります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 店舗の増加予定面積は、売場面積を示しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、上記「3. 調達資金の使途（1）今回調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、収益基盤の拡大及び財務基盤の強化につながり、当社の中期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置づけており、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針として、業績を勘案しつつ利益還元に取り組むとともに、財務体質の強化と自己資本利益率の向上に努めております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月20日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、主に店舗の新設及び既存店舗の活性化等の設備投資資金として、今後の事業拡大のために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

| | 平成 27 年 6 月 期 | 平成 28 年 6 月 期 | 平成 29 年 6 月 期 |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 | 126.12 円 | 134.97 円 | 201.79 円 |
| 1 株 当 たり 年 間 配 当 金 (内、1 株 当 たり 中 間 配 当 金) | 60.00 円 (30.00 円) | 30.00 円 (15.00 円) | 32.50 円 (20.00 円) |
| 実 績 連 結 配 当 性 向 | 11.9% | 11.1% | 16.1% |
| 自 己 資 本 連 結 当 期 純 利 益 率 | 17.5% | 16.2% | 20.5% |
| 連 結 純 資 産 配 当 率 | 2.1% | 1.8% | 2.3% |

- (注) 1. 当社は、平成27年9月1日付及び平成29年4月11日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。平成27年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 平成29年6月期の1株当たり年間配当金32.50円には、創業30周年記念配当2.50円を含んでおります。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。上記の株式分割が平成27年6月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金を使用しております。
4. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（連結純資産の部合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。上記の株式分割が平成27年6月期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり年間配当金および1株当たり連結純資産を使用しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第6回乃至第8回新株予約権の発行

| | |
|------------------------------|---|
| 割 当 日 | 平成28年9月5日 |
| 発行新株予約権数 | 計7,000個 第6回新株予約権2,000個 第7回新株予約権2,000個 第8回新株予約権3,000個 |
| 発行価額 | 第6回新株予約権1個当たり2,290円 第7回新株予約権1個当たり2,079円 第8回新株予約権1個当たり1,897円 |
| 発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 4,908,429,000円 |
| 割 当 先 | 大和証券株式会社 |
| 募集時における発行済株式数 | 7,051,600株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 潜在株式数：計700,000株（新株予約権1個当たり100株） 第6回新株予約権：200,000株 第7回新株予約権：200,000株 第8回新株予約権：300,000株 行使価額上限値はありません。 下限行使価額（第6回新株予約権：2,454円、第7回新株予約権：2,804円、第8回新株予約権：3,155円）においても、第6回新株予約権及び第7回新株予約権に係る潜在株式数は200,000株、第8回新株予約権に係る潜在株式数は300,000株です。 |
| 現時点における行使状況 | 行使済新株予約権数：0個 残新株予約権数：0個 ※当社は平成29年4月20日開催の当社取締役会において、第6回乃至第8回新株予約権について全部を買取り、消却することを決議し、当該決議に基づき、平成29年5月8日に第6回乃至第8回新株予約権の全部を買取り、消却いたしました。 |
| 現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額) | 0円 |
| 発行時における当初の資金使途 | ディスカウントドラッグの新規出店資金 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成28年9月～平成30年8月 |
| 現時点における充当状況 | 該当事項はありません。 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成27年6月期 | 平成28年6月期 | 平成29年6月期 | 平成30年6月期 |
|-----------|----------|---------------------|---------------------|----------|
| 始 値 | 2,830 円 | 9,970円 □7,280 円 | 3,150 円 □3,270 円 | 2,958 円 |
| 高 値 | 12,840 円 | 17,990円 □7,290 円 | 7,340 円 □3,270 円 | 5,160 円 |
| 安 値 | 2,791 円 | 9,310円 □2,241 円 | 2,902 円 □2,756 円 | 2,944 円 |
| 終 値 | 10,110 円 | 13,780円 □3,180 円 | 6,620 円 □2,950 円 | 5,040 円 |
| 株価収益率(連結) | 20.0 倍 | 11.8 倍 | 14.6 倍 | — |

- (注) 1. 平成30年6月期の株価については、平成29年9月11日現在で表示しております。
2. 平成27年9月1日付及び平成29年4月11日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成28年6月期の□印は、平成27年9月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を示しており、また、平成29年6月期の□印は、平成29年4月11日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価を示しております。
3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。平成30年6月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である藤永賢一及び当社株主であるフジナインターナショナルキャピタルズ有限会社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(5) 単独株式移転による純粋持株会社設立について

当社は、平成29年7月21日開催の取締役会において純粋持株会社制へ移行する方針のもと、平成29年12月21日(予定)を期日として、当社の単独株式移転(以下、「本件株式移転」といいます。)により、当社の純粋持株会社であるGenky Drug Stores株式会社(以下、「持株会社」といいます。)を設立することを決議しました。

なお、本件株式移転は、平成29年9月8日に開催された定時株主総会において、承認決議されております。

本件株式移転の要旨は以下のとおりです。

①持株会社設立登記日(効力発生日)平成29年12月21日(予定)

②株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転完全親会社とする単独株式移転であります。

③株式移転に係る割当ての内容

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

| 会社名 | Genky DrugStores(株) (完全親会社・持株会社) | ゲンキー(株) (完全子会社・当社) |
|--------|-------------------------------------|-----------------------|
| 株式移転比率 | 1 | 1 |

(注) 1. 株式の割当比率

本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時における当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2. 単元株制度

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3. 株式移転比率の算定根拠

本件株式移転におきましては、当社の単独株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様が所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

4. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記3の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5. 株式移転により交付する新株式数

14,103,200株(予定)

ただし、本件株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

なお、一般募集及び本件第三者割当増資に係る当社普通株式が全て発行された場合、上記新株式数は15,503,200株(予定)となります。

なお、本件株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止(平成29年12月18日予定)となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は株式会社東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日(株式移転効力発生日)である平成29年12月21日を予定しております。ただし、本件株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。